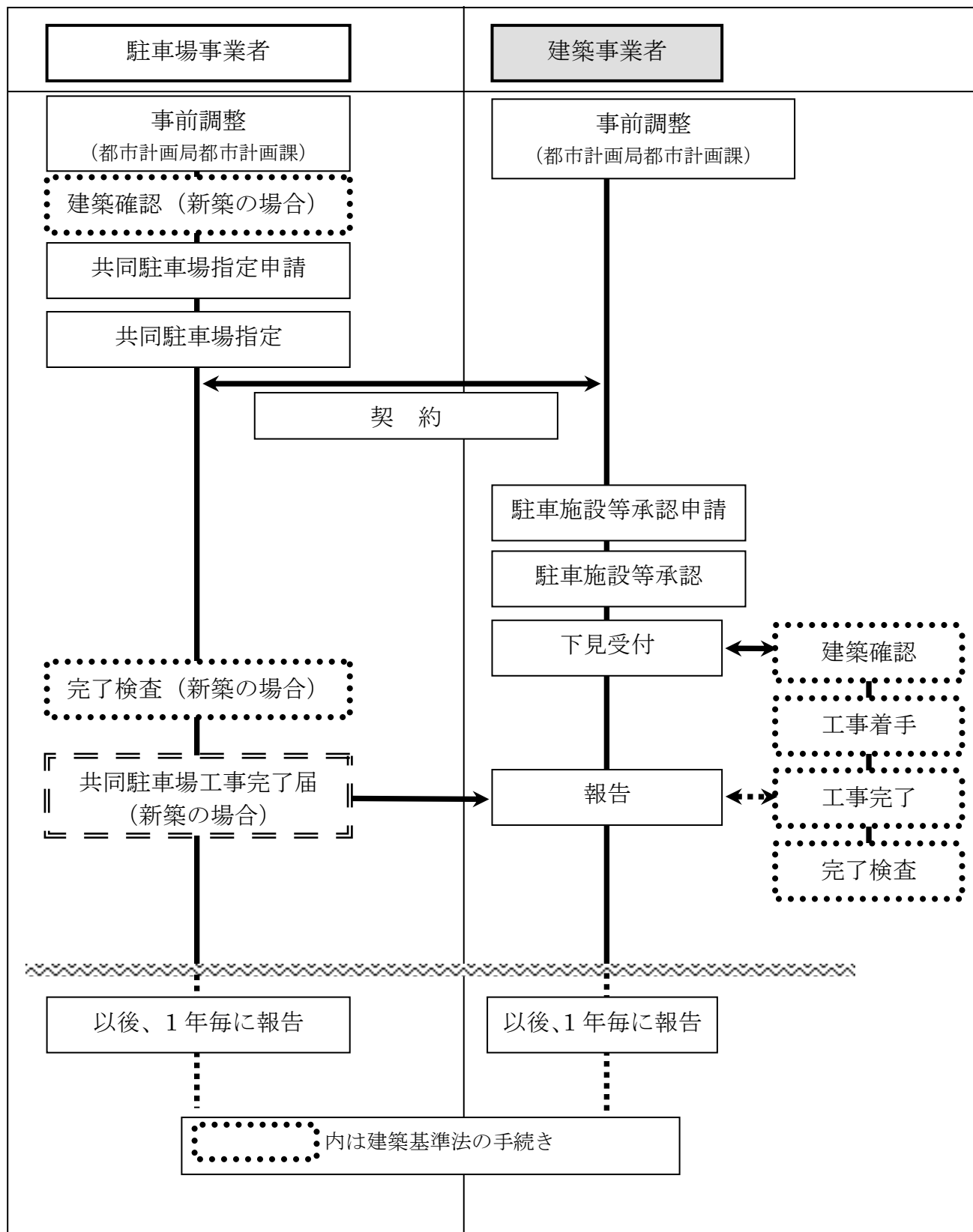


8. 共同駐車場への設置（条例第9条第2項）について

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

＜附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ＞

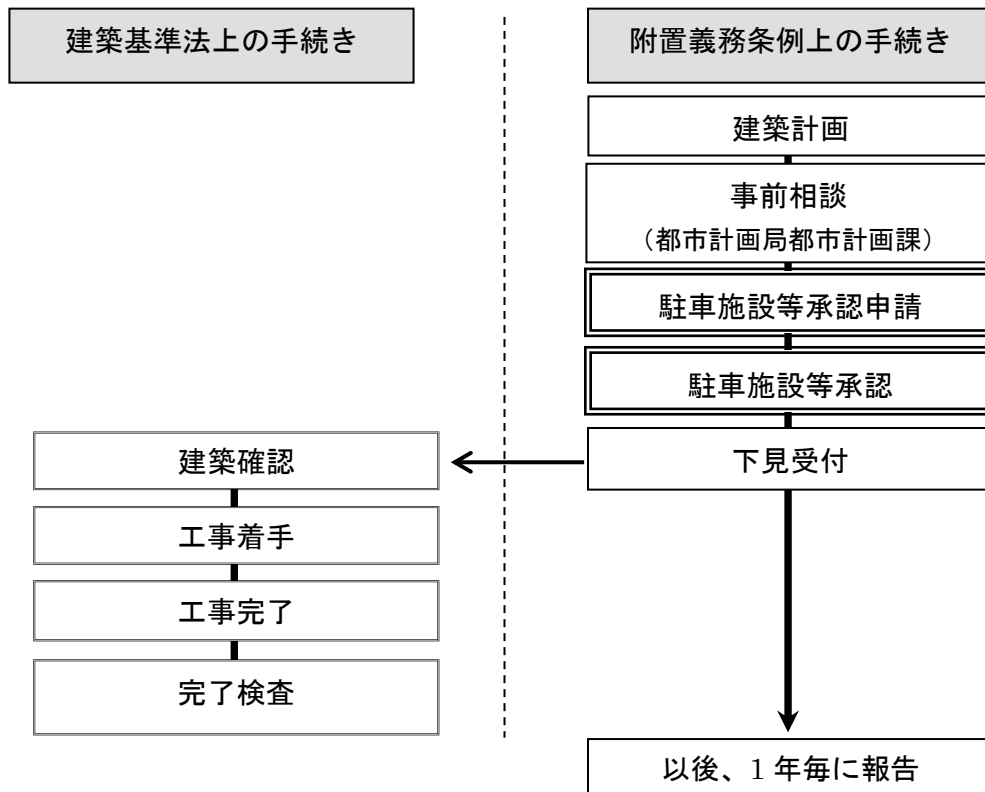


共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置するための承認（建築事業者の手続き）

（１）承認に必要な条件（いずれにも該当）（基準第８条）

- ア．当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷捌きのための駐車施設等を除く）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用の状況からみて好ましくないこと。
- イ．当該建築物の敷地からおおむね 350m 以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること。
- ウ．当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の 2 分の 1 以下であること。

（２）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約 2 週間必要です。

(3) 承認の申請に必要な書類

条例第9条第2項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第9条第3項、規則第8条第1項)

・ 駐車施設等承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	共同駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	共同駐車場
9	断面図	1/300 以上	共同駐車場
10	立面図	1/300 以上	共同駐車場
11	駐車場の写真	4～5枚	共同駐車場

※番号2～10の各図面に明示すべき事項は、規則別表第3に記載のとおりです。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

(4) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

㊞

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)			
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区 丁目			
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目			
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
代 理 人	住所				
	氏名 印 TEL				

注) 申請者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所
氏名
(TEL)

印

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第2項の駐車施設等として使用する
ることについては、下記のとおり承諾します。

記

1. 駐車場名称

2. 駐車場の位置

3. 契約者

住所

氏名

4. 契約台数

台

駐車施設等承認書

大阪市指令都計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、共同駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物に、共同駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
4. 共同駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
5. 共同駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。